

暮

ら

し

の

お

知

ら

せ

Information

印鑑登録

本人と代理人とで 手続きが異なります

印鑑登録は、本人か代理人かによって手続き方法が異なります。

また、成年被後見人が登録する場合は、事前に市民課(☎20・1525)へ連絡してください。

本人が登録申請するには

登録する印鑑のほか、次のいずれかを持って、市民課(市役所1階)、下総・大栄支所で申請してください。

○運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カードなどの官公署が発行している顔写真付きの本人確認ができる物

○市内に印鑑登録している人の保証書(登録番号・住所・氏名を記載し登録印を押した物)と、保険証や年金手帳などの本人確認ができる物

これらを持っていない場合は、登録する印鑑と本人確認ができる物(保険証や年金手帳など)を持つ

てきてください。後日「照会書」

が自宅に郵送されるので、回答書欄に必要事項を書いて登録する印鑑を押し、本人確認ができる物と認め印を持って、期限内に手続きしてください。

本人が窓口に行けない場合

代理人が、登録する印鑑、委任状、代理人の本人確認ができる物を持って、市民課、下総・大栄支所で申請してください。後日「照会書」が登録者の自宅に郵送されるので、回答書欄に必要事項を書いて登録する印鑑を押し、本人確認ができる物と認め印を持って、期限内に手続きしてください。

再度代理人が手続きする場合は回答書、委任状、代理人の本人確認ができる物、代理人の認め印が必要で

印鑑登録証明書の取得

窓口で印鑑登録証明書の交付を申請するときは、印鑑登録証を

持つてきてください。代理人が手続きする場合も同じです。

また、マイナンバーカードや住民基本台帳カードを利用して、コンビニエンスストアなどで取得することもできます。ただし、暗証番号の登録が必要です。
※くわしくは市民課へ。

スズメバチの巣

駆除に補助金を交付

市では、建物や樹木などに作られたスズメバチの巣を駆除するための補助金を交付しています。

交付を受けるには事前の申し込みが必要です。

補助額Ⅱ巣の駆除にかかった費用の2分の1以内(上限5万円)
※くわしくは環境衛生課(☎20・1531)へ。

成田空港の更なる機能強化

騒音対策事業の拡充

騒防法第一種区域や、その外側の隣接区域で受けられる防音工事

の区域と基準日要件が変更され、対象が拡大されています。

また、空港会社による追加の防音工事が必要とされる住宅で、過去の防音工事で設置した空気調和機器の更新工事を希望する場合には、令和3年度からの10年間に限り、追加工事に先行した更新工事も認められます。

騒音対策の内容や申請手続きについては、空港対策課(☎20・1521)へ相談してください。
※くわしくは同課へ。

水道メーター

委託業者が無料で交換

水道メーターの有効期間は、計量法で8年以内と定められています。市では、有効期間が満了を迎える家庭や事業所などの水道メーターを順次交換しています。

対象者には事前に連絡し、交換作業は市から委託を受けた事業者が無料で行います。作業員は市発行の身分証明書を携帯しています。
※くわしくは水道部工務課(☎22・0269)へ。

創業支援補助金

事前に相談してください

市では、創業に必要な経費の一部を補助しています。補助金の決定前に発生した費用は対象になりませんので注意してください。

補助を希望する場合は、事前に商工課(☎20・1622)に相談してください。

対象者Ⅱ創業前または創業から6カ月以内の個人・法人(成田商工会議所・成田市東商工会からの推薦が必要)

対象となる費用Ⅱ創業に必要な官公庁への申請書類作成に関する経費、店舗等借入費、設備費、マーケティング調査費、広告費
対象期間Ⅱ補助金の交付申請年度内で、創業の日から6カ月以内
補助額Ⅱ対象となる費用の2分の1(上限50万円)

創業に関する相談は

事業計画作成・販路開拓・資金調達などの創業全般に関する相談は成田商工会議所・成田市東商工会で受け付けています。
※くわしくは商工課へ。

1日	新規採用職員入所式 臨時庁議
2日	華道協会総会
3日	遠山スポーツ広場リニューアル オープニングセレモニー レクリエーション協会総会 スポーツ少年団委員総会
4日	国際医療福祉大学医学部・成 田看護学部・成田保健医療学 部・大学院入学式
6日	成田国際空港総合対策本部会 議
7日	食農教育教材本贈呈式
8日	新規採用職員研修(市長講話)
12日	新型コロナウイルス感染症対 策本部会議



リニューアルしたスポーツ広場で(3日)

樹木の剪定

伸びすぎた枝は危険です

樹木の枝が敷地から道路上へ張り出していることがあります。

車道や歩道へ伸びた枝は道幅を狭くするなど、車や自転車、歩行者の通行の妨げとなり、思わぬ事故を引き起こす場合があります。

地域の安全のためにも、所有者は枝の剪定や垣根の刈り込みをするなど、適切に管理してください。
※くわしくは道路管理課(☎20・1551)へ。

受水槽の管理

安全な水質を保つために

受水槽はマンション・アパート・店舗などで建物の利用者に飲み水

などを供給するため、水道水を一時的にためる施設です。

建物の所有者や管理者は、飲み水として安全な水質を保つため、法令で定める受水槽の清掃や点検を行い適切な管理に努めましょう。

※くわしくは水道部工務課(☎22・0269)へ。

不法投棄防止

土地を適正に管理して

不法投棄は管理の行き届いていない場所で発生する傾向があります。不法投棄された場合は、土地の所有者や管理者が対応することになりますので、防止柵の設置や定期的な見回り、草刈りなどに努めてください。

市では、廃棄物不法投棄監視員や環境保全指導員などによる巡

回・夜間パトロール、監視カメラの設置を行っています。道路脇などに不法投棄を発見したときは、速やかに環境対策課(☎20・1532)へ連絡してください。投棄物を確認・調査して対応します。

区長や不法投棄監視員からの申し出があれば、不法投棄禁止看板を無料で配布します。

※くわしくは環境対策課へ。

イノシシの捕獲

6月から実施

県では、農作物に被害を及ぼすイノシシの捕獲を6月から11月まで実施します。捕獲には、わなを使用します。わなの周辺には注意看板を設置しますので、近づくないようにしてください。

安全に努めて実施しますので、

皆さんのご理解とご協力をお願いします。

※くわしくは県自然保護課(☎043・2233・2936)へ。

民生委員・児童委員

気軽に相談してください

5月12日(水)は、民生委員・児童委員の日です。

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱を受けた、皆さんと同じ地域に暮らす身近な相談相手です。福祉の制度に関する悩み事などがあつたら気軽に相談してください。

各地区の委員が分からない場合は社会福祉課(☎20・1536)へ問い合わせてください。
※くわしくは同課へ。

浄水器設置費補助金

飲料用井戸水に

市では、各世帯の飲料用井戸水から対象物質が基準値を超えて検出された場合、これらを除去するための浄水器を設置する世帯、浄水器設置から5年以上経過し、故障などで買い替える世帯に補助金

を交付しています。

補助金の交付を受けるには、浄水器の購入・設置前に、申請書の提出などの手続きと審査が必要になります。

なお、水道が整備されている地区の人は交付を受けられません。

対象物質Ⅱ硝酸性窒素、亜硝酸性窒素、ヒ素、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、クロロエチレン(塩化ビニルまたは塩化ビニルモノマー)

補助額Ⅱ浄水器の購入・設置費用の2分の1(上限15万円。生活保護受給世帯などは30万円を限度に全額)

※くわしくは環境対策課(☎20・1532)へ。

クールビズ

軽装での執務にご理解を

市では、省エネ対策としてクールビズ(冷房時の室温28℃を目安とした空調の稼働、ノーネクタイ・ノー上着・ポロシャツ着用などの軽装での執務)を実施しています。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

※くわしくは環境計画課(☎20・1533)へ。

国際生物多様性の日

命のつながりを考えよう

5月22日(土)は国際生物多様性の日です。生物多様性とは、生物の豊かな個性とつながりのことです。地球上には3,000万種ともいわれる多様な生物が存在し、互いに支え合っています。

この機会に皆さんも身近な生物多様性について考えてみましょう。
※くわしくは環境計画課(☎20・1533)へ。

中小企業資金融資制度

設備資金や運転資金に

対象Ⅱ中小企業者、新たに事業を始める人

資金の種類と上限額

- 季節資金…300万円
- 一般事業・環境経営支援資金…設備3,000万円・運転1,500万円
- 事業転換・創業支援資金…設備1,500万円・運転750万円
- 小口零細企業保証制度事業資金…設備2,000万円・運転1,

000万円

利率(年率)

- 季節資金
- ・6カ月以内…1.8%(実質自己負担率0.1%)
- 一般事業・環境経営支援・小口零細企業保証制度事業資金
- ・1年以内…1.9%(実質自己負担率0.1%)
- ・1年を超え3年以内…2.2%(実質自己負担率0.4%)
- ・3年を超え5年以内…2.3%(実質自己負担率0.5%)
- ・5年を超え7年以内…2.55%(実質自己負担率0.6%)
- ・7年を超え10年以内…2.8%(実質自己負担率0.7%)
- 事業転換・創業支援資金…利率はほかの資金と同率、実質自己負担率はほかの資金の半分

※くわしくは商工課(☎20・1622)へ。

地球環境保全協定

締結事業者を募集

市では、脱炭素社会の実現に向けて、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指しています。省エネルギー・省資源対策、

ごみの適正処理、リサイクルの推進などの活動を行う事業者を募集し「成田市地球環境保全協定」を結んでいます。

協定を結んだ事業者は、市の融資制度「環境経営支援資金」を受けられることができます(融資には条件や審査などがあります)。

協定を結んだ事業者は市ホームページ(<https://www.city.naita-cityba.jp/environment/page111000.html>)で公表しています。
※くわしくは環境計画課(☎20・1533)へ。

草・木の枝の処分

適切な処理を

刈り取った草などは、土をよく落とし、乾燥させてから可燃ごみ(青色の指定袋)として集積所に出してください。

伐採した木の枝などは、葉をよく落とし、直径5センチメートル・長さ50センチメートル未満に切り、直径30センチメートル未満に束ねて袋に入れずに集積所に出してください(1世帯当たり4束まで)。

定袋に入れて出してください。

※くわしくはフリーン推進課(☎20・1530)へ。

検便と水質検査

食品営業者のために

日時と会場(対象支部)

- 5月14日(金) 午前10時～正午…銀泉食堂(成田東部支部)
- 6月16日(水) 午後1時～3時…下総公民館(下総支部)
- 6月18日(金) 午前10時～11時…大栄公民館(大栄支部)
- 6月25日(金) 午後1時～3時…国際文化会館(成田支部および特別会員部会)

料金Ⅱ検便800円、水質検査7700円(組合員以外は別途料金)

※くわしくは印旛保健所管内食品衛生協会(☎043・483・1179)へ。

国民健康保険税の軽減

離職した人を対象に

倒産・雇止めなどにより離職した人を対象に、国民健康保険税

が軽減されます。

対象Ⅱ離職時点の年齢が65歳未満で、雇用保険の特定受給資格者・特定理由離職者として失業等給付を受ける人。雇用保険受給資格者証の離職理由(左表)により対象者を確認します

内容Ⅱ前年の給与所得を100分の30として課税

期間Ⅱ離職日の翌日～翌年度末における国民健康保険の加入期間
申請に必要な物Ⅱ雇用保険受給資格者証、マイナンバー確認書類
本人確認書類

※くわしくは保険年金課(☎20・1526)へ。

対象となる離職理由

番号	内容
11	解雇
12	解雇(天災など)
21	雇止め(雇用期間3年以上雇止め通知あり)
22	雇止め(雇用期間3年未満更新明示あり)
23	期間満了(雇用期間3年未満更新明示なし)
31	事業主からの働き掛けによる正当な理由のある自己都合退職
32	事業所移転などに伴う正当な理由のある自己都合退職
33	正当な理由のある自己都合退職
34	正当な理由のある自己都合退職(被保険者期間12カ月未満)